

令和8年度
道路工事に係る発注者支援等業務

公募型プロポーザル

実 施 要 領

泉佐野市

1 目的

泉佐野市（以下「市」という。）は、令和8年度道路工事に係る発注者支援等業務委託（以下「本業務」という。）を実施するについて、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により委託業者を選定する場合の手続き等について必要な事項を定める。

2 業務の概要

- (1) 業務の名称 令和8年度道路工事に係る発注者支援等業務
- (2) 業務の場所 泉佐野市 市内一円、市役所庁舎内および受注者の事務所
- (3) 業務の内容
 - ・ 泉佐野市が発注する工事实施および資料作成整理等の業務支援を行う
 - ※詳細は、特記仕様書を参照のこと。
- (4) 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日
- (5) 提案限度額 (税抜) 総額6,580,000円
- (6) 次期業務について
 - ・ 次期業務については、以下の条件が成立すれば随意契約にて契約を行う予定である。
令和8年度の履行内容が良好と認められること。
かつ当該業務に係る予算が成立し、予算配当がなされること。
 - ・ 本業務委託の根拠となる事業の内容・スケジュールに変更があった場合、随意契約を締結しないことがあります。

3 プロポーザル 主要スケジュール予定

内 容	日 程
実施要領等の市HPでの公表	令和8年 5月12日(火)
質問書の受付期限	5月22日(金)
質問書への回答	5月27日(水)
参加申込書及び提案書等の提出期限	6月 8日(月)
プレゼンテーションの実施	6月11日(木)
審査結果通知	6月15日(月)頃
契約の締結、結果の公表及び業務の開始	7月 1日(水) 予定

4 参加資格

プロポーザルの参加は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和8年度測量・建設コンサルタント等泉佐野市入札参加資格登録業者名簿に「道路」を希望業種として1年以上登録していること。

- (3) 参加申請時において、最新の測量・建設コンサルタント現況報告書が提出可能であること。
- (4) 入札に参加する企業に対する要件
- ① 中立公平性に関する要件
本業務の履行期間中に工期がある当該業務発注者の発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。
 - ② 業務実施体制に関する要件
 - i) 入札に参加する企業は、大阪府内に業務拠点（配置予定技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を有するものであること。
 - ii) 業務の主たる部分を再委託するものでないもの。
 - ③ 業務実績に関する要件
入札に参加する企業は、平成28年度以降に完了した以下に示す業務において、3件以上の実績を有すること。
業務：国、特殊法人、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う
交易民間企業が発注した発注者支援業務、公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、測量設計業務
- (5) 本業務の実施に関し、以下の管理技術者を配置できること。
- ① 管理技術者の資格等は、以下のいずれかの資格要件を満たす者とする。
技術士（建設部門または総合技術監理部門－建設）、RCM（専門技術部門－道路部門）、または1級土木施工管理技士の資格を有している者。
 - ② 管理技術者に必要とされる同種の実績
管理技術者は、平成28年度以降に完了した同種業務経験者（令和7年度完了業務を含む）の実績を有すること。（照査技術者として従事した業務は、実績として認めない）
*同種業務とは、国等が発注した土木工事に関する発注者支援等業務（積算技術業務及び工事監督支援業務等に該当する業務）をいう。
*国等とは、国、特殊法人等、地方公共団体（都道府県、市町村）、地方公社又は公益法人をいう。
 - ③ 直接的雇用関係
管理技術者は、入札公告時において直接雇用関係にある技術者を配置するものとし、契約日より遡って2か月以上の雇用関係にあることが分かる公的機関等の証明書（原本または写し）を提出しなければならない。
- (6) 本業務の実施に関し、以下の担当技術者を配置できること。
- ① 担当技術者の資格等は以下のいずれかの資格要件を満たす者とする。
 - i) 1級土木施工管理技士、または2級土木施工管理技士の資格を有する者。
 - ii) 発注者が上記i)と同等以上の知識及び技術又は、技能を有すると認めた者。
 - ② 直接的雇用関係
担当技術者は、入札公告時において直接雇用関係にある技術者を配置するものとし、契約日より遡って2か月以上の雇用関係にあることが分かる公的機関等の証明書（原本または写し）を提出しなければならない。
 - ③ 他業務との兼務
当業務に従事する担当技術者については、監督職員の許可を得たうえで他業務を兼務することができるものとする。
- (7) 泉佐野市入札参加資格停止要綱に基づく資格停止又は資格保留の措置を受けている期間中でないこと。

- (8) 泉佐野市暴力団排除条例（平成24年泉佐野市条例第28号）第2条第1号から第3号の規定に該当しない者であること。
- (9) 提案書等の提出期限までにおいて、直近の納税証明書（国税及び地方税において泉佐野市入札参加資格登録審査申請時に求める証明書）を提出できること。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）の決定を受けていること。
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項及び第2項の規定による民事再生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- (12) 個人情報保護法に基づき、近畿圏の土木、建築、都市・環境基盤整備に係わる調査、測量、計画、設計、情報処理、事業支援、工事監理等に関わるコンサルティング業務においてISMS(Information Security Management System: 情報セキュリティマネジメントシステム)を取得した者、又はプライバシーマークを取得している者で、外部へ情報漏洩が無いよう、徹底した管理を実施できる者であること。

5 担当課（問合せ先）

泉佐野市 都市整備部 道路公園課 道路係（本庁2階）
〒598-8550 泉佐野市市場東1丁目1-1
Tel 072-463-1212(代)
Fax 072-464-9314
電子メール dourokouen@city.izumisano.lg.jp

6 プロポーザル関係資料の公表及び配布について

(1) 実施要領、選定基準、仕様書等

令和8年5月12日（火）に、市ホームページにおいて公表しますので、ダウンロードして取得してください。

(2) 資料等に関する質問・回答について

① 質問受付期間

プロポーザル関係資料の公表及び配布後から 令和8年5月22日（金）の正午まで（必着）

② 質問書提出方法

指定の質問書（様式第5号）に記入の上、FAX又は電子メール添付により、担当課に提出（送信）してください。提出（送信）後に、提出（送信）した旨を担当課に連絡してください。

③ 回答

個別には回答せず、全て取りまとめ、令和8年5月27日（水）17時まで（予定）に、市ホームページにおいて回答します。

④ その他

受付期間を過ぎた質問、参加者以外の方からの質問、指定方法以外での質問、本業務に直接

関係しない質問等については、一切受け付けしませんのでご注意ください。

また、本プロポーザルについての審査基準にかかる内容、他の参加者に関する一切の内容についての質問も受け付けしませんので、併せてご注意ください。

7 提案書類の提出について

(1) 提案書について

- ① 提出部数 正本1部、 副本（写し）5部※

※ 副本の表紙及び企画提案様式書類には、参加者名（会社名等）を記載しないでください。

- ② 提出期間（期限）

令和8年6月8日（月）午後5時まで、持参に限る。

（受付時間：土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）

- ③ 提出場所

市担当課（上記5）

- ④ 提案書等の作成要領

ア 提案書には指定の表紙（提案様式1）を必ず添付してください。

なお、参加者名（会社名等）は、正本の表紙のみ記載し、副本の表紙には記載しないでください。

イ 提案書類で指定の様式がある場合は、必ず指定の様式を使用してください。指定の様式以外での提案は失格となりますので、ご注意ください。

用紙のサイズは特に指定がある場合を除き J I S 「A4判」とします。

ウ 提案書の綴りの順序は、配布資料の評価基準の順序としてください。

エ 提案書には、公平を期すため企業名やロゴマーク類の会社等を特定できるものは一切使用しないでください。

オ 提案書の作成ページ数の上限は5ページとします。

(2) 見積書等について

- ① 提出部数 見積書（提案様式3） 正本1部、副本（写し）1部
提案価格内訳書（提案様式4） 正本1部 副本（写し）1部

- ② 提出期限及び提出場所は提案書と同様とし、必ず提案書と同時に提出ください。

- ③ 見積書、提案価格内訳書は、指定の様式を必ず使用すること。それ以外の様式による提出は無効となりますのでご注意ください。

- ④ 見積書記載の提案価格は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を除いた額を記載してください。

- ⑤ 見積書記載の提案価格の上限額は金6,580,000円とし、この上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 提出書類の取扱い等

- ① プロポーザルに関し提出された提案書類等は返却いたしません。

- ② プロポーザルの参加に関する一切の費用は、参加者の負担とします。

- ③ 提案書及び価格提案書の提出後の修正・差し替え等は一切認めません。

- ④ 提出された書類は、このプロポーザルに必要な場合、その写しを作成し使用することができるものとします。

- ⑤ 提出した提案書は、当該業務の委託業者となった場合、当該業務の仕様書の一部として取り扱い遵守しなければならない。また、配置予定の技術者については評価点に影響することから、提案書提出後の変更は、病気等の特別の事情がある場合を除き、原則として認めません。

- ⑥ 最優秀候補者として優先交渉権者となった場合、提出された見積書は、契約締結用に提出さ

れた見積書として取り扱います。

(4) プレゼンテーション、質疑応答について

- ① 1 提案者当たり、20分程度とします。(説明は10分以内とし、その後、質疑応答を行います)
- ② 説明は提出した提案書を基に、口頭にて説明することとし、提案書提出時に添付・提出していない資料等を新たに提出することはできません。
- ③ 電子機器の使用を希望する場合は提案者が用意することとします(電源及びスクリーンは除く)。なお、その場合は、プレゼンテーション実施日の3日前までに担当宛に必ず連絡を行ってください。
- ④ 当日の出席者は、1 提案者当たり3名以内(プレゼンテーションを行う者を含む)とし、全て提案者の雇用する従業員とします。また、プレゼンテーションを行う者は、参加申し込み時に提出する様式第3号に記載した管理技術者又は担当技術者とします。

8 審査

- (1) 審査方法は、別に定める「令和8年度道路工事に係る発注者支援等業務委託プロポーザル評価審査委員会」が提案書及びプレゼンテーションの評価及び審査を行い、提出された提案書及び見積書の総合評価点が最も高く、かつ70点以上の提案者を委託業務の最優秀候補者として選定します。

なお、最も総合評価点が高い提案者が複数ある場合は、次の順序により決定します。

- ① 見積書の価格が低い者
- ② 「業務提案」の評点が高い者
- ③ 「業務実施体制」の評点が高い者

- (2) 審査は、別に定める項目及び基準により行います。

- (3) 提案事業者が1社のみの場合、提出された提案書及び見積書の総合評価点が70点以上であることを条件として、選考委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定します。

- (4) 提案事業者が多数の場合、選考委員会による書面審査(1次審査)を実施し、上位5者がプレゼンテーション審査(2次審査)へ参加できるものとします。

9 審査結果等の通知及び公表

- (1) 審査結果は、すべての参加事業者に通知します。なお、審査結果に関する異議申し立ては一切受け付けられないものとする。

- (2) 審査結果の公表は、次の項目について契約締結後速やかに行います。

- ① 契約締結者の名称及び評価点及び契約金額
- ② プロポーザル全参加者の評価点
- ③ その他必要な事項

10 業務委託契約の締結等

- (1) 選定された最優秀候補者を優先交渉権者として、協議を経て、業務委託契約を締結します。

- (2) 優先交渉権者との契約締結が成立しなかった場合は、審査結果の総合評点が上位の参加業者から契約締結に向けた協議をすることができることとします。
なお、総合評点が同点の者が複数ある場合は、8 審査（1）審査方法に準じ決定します。

1.1 プロポーザル参加資格の取り消し及び失格等

- (1) プロポーザル参加申込時に提出された参加申込書（様式第1号）へ受付印を押印します。押印した申込書（複写）を返却することでプロポーザル参加資格者とみなします。なお、参加資格者が、契約締結までの間に泉佐野市契約事務取扱要綱第34条第1項第8号ア及び第41条第1項に該当することとなった場合は、その指名を取り消し、又は、失格とします。
- (2) プロポーザル参加資格者が、提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- (3) プロポーザル参加資格者は、失格等の規定に該当することとなった場合は、速やかにその事実を担当課まで届け出なければならないこととします。
なお、届出が無く、後日その事実が判明した場合は、資格停止等の措置を講じる場合があります。

1.2 提案等の無効及び辞退

- (1) 以下のいずれかに該当する場合、提案は無効又は辞退とします。
- ① 参加資格のない者が行った提案
 - ② 提案書等その他一切の書類に虚偽の記載をした者が行った提案
 - ③ 記載事項が不明なもの又は提案書に記名押印のないもの
 - ④ 提案書類が不足しているとき
 - ⑤ その他配布資料等において示した応募に関する条件に違反したとき
 - ⑥ 提案書受付締切日までに提案されない又は到着しないとき
 - ⑦ その他、当市の指示した事項に違反したとき
- (2) 当プロポーザルへの参加・不参加及び辞退は自由であり、不参加・辞退に対する不利益な扱いは行いません。
ただし、辞退する場合は、できるだけ早い段階で「辞退届（任意様式）」を担当課へ提出してください。